

芦田川上流漁業協同組合内水共第51号及び
内水共第52号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芦田川上流漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第51号及び内水共第52号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、ふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下遊漁という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんがけによる場合は、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間、遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具又は漁法によって、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あ ゆ	竿釣、ちょんがけ 投網	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から12月31日まで
う な ぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠 つけ針、やす	4月1日から9月30日まで
ふ な	手釣、竿釣 投網、やす	1月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、第7条第3項の納付場所に掲示してするものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種について、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、ウ欄の期間中は終日、エ欄の期間中は日没から日の出まででは行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間	エ 期 間
あ ゆ	投 網	6月1日から12月31日までの期間内で理事が定めて公示する釣り解禁日から投網解禁日まで	投網解禁日から12月31日まで
ふ な	投 網	4月1日からあゆ投網解禁日まで	あゆ投網解禁日から12月31日まで

2 第1項の公示は、第7条第3項の納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条、第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
世羅郡世羅町伊尾三川ダム堰堤上流から同世羅町川尻桜橋下流までの区域 (三川ダム)	あゆ、うなぎ、ふなにおける手釣り、竿釣り以外の漁法	1月1日から12月31日まで
世羅郡世羅町小谷八田原ダム堰堤上流から同世羅町小谷中原橋跡下流までの区域 (八田原ダム)	あゆにおける竿釣り以外の漁法	1月1日から9月15日まで
	あゆにおける全ての漁法	9月16日から12月31日まで
	うなぎ、ふな漁業における手釣り、竿釣り以外の漁法	1月1日より12月31日まで

2 前項にかかる制限は理事が定めて公示したときは、解除することができる。

3 理事が第1項の制限を解除する場合は、理事会の決議によらなければならない。

4 第2項の公示は、第7条第3項の遊漁料の納付場所においてするものとする。

る。

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大きさ
うなぎ	全長30センチメートル以下
ふな	全長6センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、第1項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、第1項に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)手釣、竿釣、ちょんがけ、うなぎ籠、つけ針及びやすによる遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ	竿釣 ちょんがけ	日券 2,000円 (日券1号)	年券 6,000円 (年券1号)
うなぎ ふ な	手釣、竿釣、う なぎ籠、つけ針 やす	日券 800円 (日券2号)	年券 3,000円 (年券2号)

(2)その他の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ ふ な	投 網	日券 2,000円 (日券1号)	年券 6,000円 (年券1号)

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	芦田川上流漁業協同組合	世羅郡世羅町伊尾	0847-24-0442
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記様式第 1 号)

遊漁承認証

日券

<p style="text-align: center;">年度 No.</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p style="text-align: center;">日券 号</p> <p>次のとおり遊漁を承認します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 遊漁者氏名2. 遊漁をする日 年 月 日3. 遊漁料 円 (遊漁中監視員に納入する場合は 円とする。) <p>芦田川上流漁業協同組合 販売店印</p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 遊漁承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。2 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。3 漁場監視員の指示に従わなければならない。4 ダム湖内では竿釣、手釣のみとする。5 遊漁に際しての事故は、組合は関知しない。6 この証は 1 枚につき 1 人のみ有効です。
---	---

年券

<p>遊漁承認証</p> <p>有効期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>芦田川上流漁業協同組合</p> <p>NO 号</p> <p>住所 氏名 年齢 才</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">① 遊漁承認証は他人に譲渡又は貸与してはならない。② 漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。③ 遊漁規則を遵守すること。④ 遊漁規則に違反した時は遊漁中止を命じ、遊漁を拒絶することがある。この場合は納付した遊漁料は払戻しをしない。⑤ 遊漁中は本証を携帯すること。⑥ 遊漁者の氏名、年齢を訂正したものは無効とする。 <p>この証は必ず確認できる場所につけて入漁してください。</p>

(別記様式第2号)

漁場監視員証

漁場監視員証

NO

次の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所

氏名 (才)

有効期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日
芦田川上流漁業協同組合
代表理事組合長 (印)